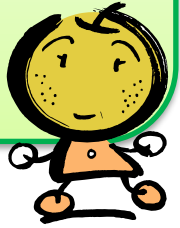


白井市

受講者募集！

認定生活支援員養成研修

この研修を修了することで、要支援認定者や事業対象者への生活援助（掃除・洗濯・買物・調理など）を提供する「訪問型生活支援サービス」の支援員として市内で週1日から働くことができます。



◆研修の開催日程（3日間） 年2回開催

		開催日	研修時間	場所	研修内容
第1回	①	6月24日（火）	9：00～15：15	保健福祉センター 3階 団体活動室	【1日目】 高齢者の特性理解、 認知症の理解、 介護保険制度等
	②	6月26日（木）	9：00～16：00		
	③	6月30日（月）	10：00～12：00		【2日目】 接し方やコミュニケーション、生活支援について
第2回	①	11月4日（火）	9：00～15：15		【3日目】 振り返り、修了式 事業所紹介等
	②	11月5日（木）	9：00～16：00		
	③	11月11日（火）	10：00～12：00		

■対象者：関心のある方誰でも可 ■定員：各回 15 名（就労希望者優先）

■申し込み方法：電話またはメールでお申込みください。（要予約）

■申し込み期限：6月23日（月）まで

■受講料：無料

■認定証の交付：3日間の研修修了者には、認定証を交付します。

①「訪問型生活支援サービス」とは何ですか？

要支援1・2及び事業対象者（生活機能の低下が認められた方）の住まいに訪問し、生活援助（掃除、洗濯、買物代行、衣類の整理、薬の受け取り等で身体介護を除く）を行います。

②研修を受けたら個人で訪問型生活支援サービスが行えるの？

訪問型生活支援サービスに従事する場合は、白井市から指定を受けた事業所に雇用される必要があります。研修時に指定事業者の情報を提供いたします。

【問・申】白井市役所高齢者福祉課 地域包括ケア推進係

TEL：047-497-3484 メール：houkatsu-suishin@city.shiroi.chiba.jp